

目的

一般競争入札の拡大

総合評価方式の拡大

不良不適格業者の参入、
経営力に比べ過度な入札参加の増大の懸念

技術提案を審査する発注者の負担の増加についての懸念

入札ボンドの導入により、適切な与信枠の設定等の市場機能の活用を通じ、質の高い競争環境を整備

制度の概要

会計法・地方自治法の入札保証制度を活用して実施

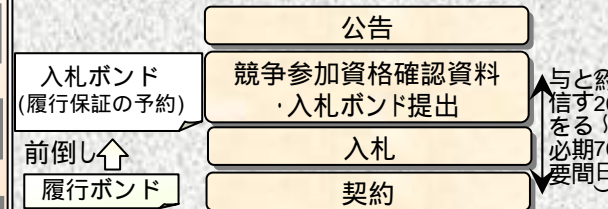
発注者が入札ボンド()の提出を求める

損保の入札保証保険、金融機関の入札保証
金融機関・保証事業会社の契約保証の予約

金融機関等が入札前に企業の財務的な履行能力を審査し、入札ボンドを発行 = 履行保証の予約

入札ボンドの発行を受けた企業による入札

入札ボンド手続の流れ(イメージ)



効果

期待できる効果

契約履行能力が著しく劣る建設業者の排除

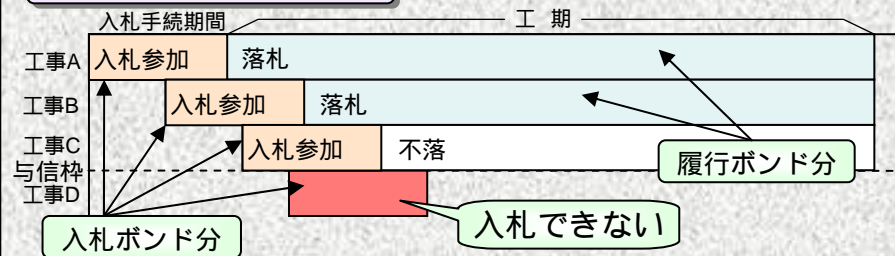
与信枠の制約による絞り込み

深刻化するダンピングの抑止

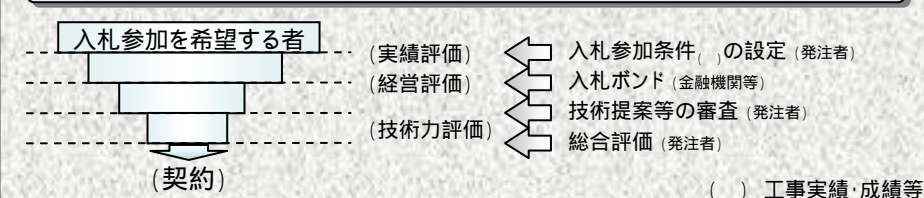
市場機能の活用による入札契約全体の透明性の向上

総合評価方式の運用と併せ、技術と経営に優れた企業の伸張

与信枠の機能(イメージ)



技術と経営に優れた者による質の高い競争(イメージ)



入札ボンドの対象となる工事

- ◆ 一般競争入札によって入札を行う工事(ただし、災害応急対策工事、災害復旧工事等の緊急を要する場合を除く。)

- ◆ 大規模な工事から導入するなど段階的に実施。

国土交通省直轄工事においては、次の一部工事から先行的に導入。

- ・対象整備局:東北地方整備局・近畿地方整備局
- ・対象工事:7.2億円以上のWTO対象の一般土木工事等
- ・実施時期:18年10月下旬以降公告の工事

宮城県においては、11月以降に公告される3億円以上の工事から導入。

国土交通省直轄工事(東北地方整備局)においては、緊急公共工事品質確保対策の一環として、12月上旬以降に公告される2億円以上の工事に導入(宮城県における導入と連携)。

埼玉県においても試行。

- ◆ 国土交通省直轄工事においては、導入効果等を見極めつつ、19年度から、順次拡大。